

# 改正育児・介護休業法及び 改正男女雇用機会均等法説明会

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日から施行されます。

そのため、事業主及び人事労務担当者の方を対象に改正法の施行に向けた企業の雇用環境の整備について理解を深めることを目的として説明会を開催します。

## 内 容

### ・改正育児・介護休業法について

### ・改正男女雇用機会均等法について

### ・改正法に基づく規定整備について

## 対 象

事業主、人事労務担当者等

参加費無料  
定員 ①190名  
②～④各100名

① 平成28年10月28日(金) 14:00～16:00

石川県地場産業振興センター 本館第1研修室 (金沢市鞍月2-1)

② 平成28年10月31日(月) 14:00～16:00

金沢駅西合同庁舎 6階第1会議室 (金沢市西念3-4-1)

③ 平成28年11月1日(火) 13:30～15:30

小松日の出合同庁舎 6階共用会議室 (小松市日の出町1-120)

④ 平成28年11月2日(水) 13:30～15:30

七尾市勤労者総合福祉センター 多目的ホール (七尾市小島町西部1-3)

お申し込みは下記に御記入の上、石川労働局雇用環境・均等室までFAXにてお願ひいたします。  
定員になり次第、締め切らせていただきます。

参加申込書 〈申込先〉 FAX 076-221-3087 10月14日(金) 締切

事業所名		所在地	
参加者名		TEL	
ご希望の会場に ○ をお願いします ⇒ ①金沢 ②金沢 ③小松 ④七尾			